

令和8年10月14日
教育局教職員課

報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をしましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

(1) 不適正な業務執行（事務処理の懈怠等）

小学校（村山地区） 学校職員 （30歳代、男） [戒告]

令和3年度から令和7年度までの間、旅費支給事務において必要な確認及び事務処理を怠ったことにより、151件の旅費について支給漏れ及び支給額誤りを発生させた。また、その一部について旅行命令権者である校長の決裁を受けないまま旅費支給事務を処理した。

(2) 不適正な業務執行（私費会計の不適切な処理）

中学校（村山地区） 教諭 （50歳代、女） [戒告]

令和7年度、顧問を務めていた部活の保護者会会計（私費会計）の経理を補助するため、保護者会から預かった現金を部活の活動経費の支払いに充てていたが、当該現金の管理を適切に行わなかったことにより、現金の一部を紛失した。

(3) 不適正な業務執行（公用車の車検管理懈怠、車検等切れ公用車の運転）

高等学校（庄内地区） 実習教諭 （50歳代、男） [戒告]

令和8年度、学校の公用車の整備管理者として必要な管理を怠り、公用車を車検及び自動車損害賠償責任保険の有効期限が切れた状態とした。また、当該公用車を業者に持ち込んだ際に車検等の有効期限が切れていることを指摘され、その事実を認識したにもかかわらず、同日に当該公用車を運転した。

2 処分年月日

令和8年10月14日

【問い合わせ先】

教育局教職員課

課長補佐（総括・行政給与担当） 中村 正人

電話 023-630-2563

広報監 教育DX推進監(兼)教育次長 長岡 靖之

学力向上推進監(兼)教育次長 沖野 久康